

水質基準等の検査方法一部改正に関する意見募集について

厚生労働省



厚生労働省は、水質基準に関する省令の一部改正と検査技術の向上に対応し、①水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法②資機材等の材質に関する試験③給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験、の一部を改正するパブリックコメントを平成 21 年 10 月 21 日から 11 月 19 日まで募集しています。それぞれの改正項目は、上記①～③毎に以下の通りです。

①「カドミウム及びその化合物」

「シアン化合物イオン及び塩化シアン」

「ホルムアルデヒド」

「ジオスミン及び 2-メチルイソボルネオール」

「フェノール類」

②「カドミウム及びその化合物」

③「カドミウム及びその化合物」

カドミウム及びその化合物については、水質基準の改正に伴う精度を担保する観点から、その他の項目については、検査方法の改良に関する検討結果から改正が予定されています。いずれの改正についても、平成 22 年 4 月の施行を予定しています。

当社は、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査業として登録がある他、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。水質検査のことは当社へご相談下さい。

資料 厚生労働省 HP

品質検査箇所 貝森繁基